

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成26年6月1日現在

機関番号：34310

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653026

研究課題名（和文）「文学と裁判」研究の将来展開のための基礎的比較研究

研究課題名（英文） Fundamental and Comparative Study on the Law and Literature

研究代表者

川嶋 四郎 (KAWASHIMA, Shiro)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70195080

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）2,400,000円、（間接経費）720,000円

研究成果の概要（和文）：

本研究課題である『文学と裁判』研究の将来展開のための基礎的比較研究は、これまで日本ではほとんど論じられることがなかった「法と文学」研究の基礎的視角の下で「文学に見る民事裁判」研究の基礎を獲得することを目的としたものである。しかも、それをもとにして、民事裁判研究のみならず教育実践にも重きを置いて、具体的な「民事訴訟法教育」、「民事紛争処理教育」、「法教育」および「法学教育（法曹養成教育）」に生かすための諸提言を行い、そのための諸資料を創発的に考案し公表実践することを意図した研究を行った。その成果については、できるだけ早く、論文等として公刊したい。

研究成果の概要（英文）：

This Research Subject "Fundamental and Comparative Study on the Law and Literature" is seldom dealt with in Japan. But it is suggestive study to legal education at the level of not only law school but also undergraduate school in Japan. I have tried to read many Japanese and English novels to find the materials in order to teach law there and have visited several libraries and museums which have materials about novelists to find educational materials there. I have a plan to publish textbook on "Law and Literature" as soon as possible.

研究分野：法学、民事訴訟法

科研費の分科・細目：法学、新領域法学

キーワード：民事裁判、文学、司法制度、法科大学院、法曹養成、司法アクセス

1. 研究開始当初の背景
2. 本研究課題である「『文学と裁判』研究の将来展開のための基礎的比較研究」は、単に、これまで日本ではほとんど論じられることがなかった「法と文学」研究の基礎的視角の下で「文学に見る民事裁判」

研究の基礎を獲得することを目的とするだけではなく、それをもとにして、民事裁判研究のみならず教育実践にも重きを置いて、具体的な「民事訴訟法教育」、「法教育」および「法学教育」、さらには法科大学院における「法曹養成教育」に生かすための諸提言を行い、そのため

の諸資料を創発的に考案し公表実践することを目的とする。その成果（教育方法論を含む。）を論文、ひいては『**文学に見る裁判（仮題）**』等として公刊することを企図している。このような挑戦的な意味合いをもつ新奇性のある本格的な萌芽研究の着想は、刑事領域における裁判員裁判の開始以外に、市民のための民事裁判の実現のための強い学問的な希求による。

2. 研究の目的

第1に、近時における**司法制度改革の潮流**は、司法制度改革審議会における議論や『意見書』を重要な起点とするが、そこでは、「分かりやすく親しみやすく頼りがいのある民事裁判」の構築が、21世紀のあるべき司法の目的とされていた。そこで、法教育などの普及だけでなく、あらゆる教育等の機会において、市民に身近な法と司法の実現を図る必要性を認識したことから、一般市民に身近な内外の「文学作品」を用いて、司法を支える法曹を養成し、法的救済過程である民事手続の理解に努めかつ、**民事裁判**を市民に身近な存在とする努力の必要性を強く感じた。諸外国での研究は進んでいるものの、日本では未知に近い。このことは、後述する「言語処理学会」の基調講演に招かれ言語学者たちと意見を交わす中でも痛感した。

第2に、裁判員制度の導入などに見られるように、**国民の司法への参加**が近時急速に進む中で、第1とも関係するが、「**市民と法・司法との架橋**」を多様なかたちで探究する必要性を痛感したことによる。「法と文学」は、その意味で感性豊かな古今東西の小説家・詩人等の手になる文学作品を活用することにより、裁判制度・訴訟手続理解の普及と、それ

らの制度を支える国民の基本的な考え方やその責務の涵養に裨益する。

第3に、**アメリカのロースクール教育**における様々な実践例の中では、現実には、「法と文学」という授業が設けられているだけでなく、通常の授業（民事訴訟法等）などでも、導入的・比喩的・逸話的な説明等の中で、古今東西を問わず「文学作品」を用いた教育が広く行われていることにも由来する。特に、申請者は、かつて客員教授として滞在したノース・カロライナ大学ロースクールでは、「**法学教育論（法学教育のあり方に関するゼミナール）**」や「**文学と法**」等の授業科目が開講されており、それに参加する機会を得、強い衝撃と刺激を体感したことによる。それらの科目は、他の多くの著名なロースクールにおいても恒常的に開講されている旨の話を聴くことができた。私は、これまで、『**アメリカ・ロースクール教育論考**』（弘文堂、2009年）などで、断続的に紹介・検討してきたが、それらは、ロースクール教育の多様性と諸課題に触発されたものであり、そこから、アメリカの市民のための民事裁判への希求と法曹養成教育の奥深さと幅広さを感じることができた。それらの諸文献のなかにも、「法と文学」・「文学に見る裁判」を題材としたものが見られたことも、本研究の誘因となり、日本の法学教育に不可欠と考えることになった。

3. 研究の方法

研究の方法としては、基本的に、「**基礎的・方法論的な研究**」と、「**実践的・応用的な研究**」とに区分される。①まず、「基礎的・方法論的な研究」としては、Posner, Nussbaum, Turner & Williamsらの「法と文学」に関する先駆的な著作を読み解き分析しながら、従前の研究成果を踏まえて、日本における「法と文学」の展開可能性に関する基礎的な研究を行いたい。②次に、「実践的・応用的な研究」としては、日本における、小学校、中学校および高等学校等での「法教育」（実際に

「出前講義」として高校教員で実施)、大学等における「法学教育」(特殊講義「法と文学」を開講。文学作品に見る民事裁判と人間について考察を深めている。)、さらには、法科大学院における「法曹養成教育」のために「民事裁判」を身近なものとするテキスト作りを行いたい。基礎的方法論的な研究の成果は、各種の領域横断的な学会などにおける報告を経て、洗練させていきたい。

4. 研究成果

本研究課題である『『文学と裁判』研究の将来展開のための基礎的比較研究』は、これまで日本ではほとんど論じられることがなかった「法と文学」研究の基礎的視角の下で「文学に見る民事裁判」研究の基礎を獲得することを目的としたものである。しかも、それをもとにして、民事裁判研究のみならず教育実践にも重きを置いて、具体的な「民事訴訟法教育」、「民事紛争処理教育」、「法教育」および「法学教育(法曹養成教育)」に生かすための諸提言を行い、そのための諸資料を創発的に考案し公表実践することを意図した研究を行った。その成果については、できるだけ早く、論文等として公刊したい。

なお、すでに発表した成果等については、下記の参照。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

川嶋四郎「『救済の方法』論の展開・概観——「救済法」論の日米をもとにした若干の展望について」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座、査読無 Vol.1、2014、pp289-324

川嶋四郎「公法紛争における事実行為と民事訴訟——『公共施設に対する民事差止め訴訟の活用可能性』に関する一素描」法律時報、査読無 Vol.85-10、2013、pp 47-52

川嶋四郎「歴史に垣間見る『日本人の裁判観』について」調停時報、査読無、Vol.186、2013、pp 91-101

川嶋四郎「日本の法科大学院における法曹養成の課題と展望——研究者教員の観点から」比較法研究、査読無 Vol.73、2012、pp 80-88

川嶋四郎「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得——民事訴訟法研究者の視点から」ICD NEWS、査読無 Vol.48-1、2011、PP1-4

[学会発表] (計4件)

川嶋四郎「法科大学院におけるエクステンション・シップ教育の現況」臨床法学教育学会、2012.12.1、早稲田大学

川嶋四郎「日本における法科大学院教育の課題と展望」比較法学会、2011.6.5、法政大学

川嶋四郎「ベトナム民事訴訟法における当事者主義と職権主義」法社会学会、2011.5.8、東京大学

川嶋四郎「法科大学院におけるエクステンション・シップ教育の現況」臨床法学教育学会、2011.4.24、関西学院大学

[図書] (計5件)

川嶋四郎、松宮孝明『レクチャー日本の司法』法律文化社、2014、pp.39

川嶋四郎、中東正文『会社事件手続法の現代的展開』日本評論社、2013、pp.19

川嶋四郎『民事訴訟法』日本評論社、2013、pp.1011

川嶋四郎『民事訴訟法概説』弘文堂、2013、
pp.570

佐藤鉄男、和田吉弘、日比野泰久、川嶋四郎、松村和徳『民事手続法入門〔第4版〕』
有斐閣、2012、pp.67

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川嶋四郎 (KAWASHIMA, Shiro)

研究者番号：70195080

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：